

令和5年度
京都外国語大学大学院

学 則

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この学則は、京都外国語大学(以下「本学」という。)の学則第 3 条第 3 項に基づき、京都外国語大学大学院(以下「本大学院」という。)に関する必要な事項を定める。

(目 的)

第 2 条 本大学院は、本学の建学精神に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、研究者、教育者のみならず、広く国際社会に貢献し得る人材を育成し、文化の進展に寄与することを目的とする。

(点検及び評価)

第 3 条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条に規定する目的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本大学院は、教育研究活動等の状況について、一定期間ごとに認証評価(文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価)を受けるものとする。

3 第 1 項に規定する点検及び評価を行うための体制並びに前項に規定する認証評価を受けるための体制、その他に関する必要な事項は、別に定める。

第 2 章 教育研究上の組織

(研究科)

第 4 条 本大学院に、外国語学研究科(以下「研究科」という。)を置く。

(研究科の課程)

第 5 条 本大学院の研究科の課程は、博士課程とする。

2 博士課程は、前期 2 年の博士前期課程(以下「前期課程」という。)及び後期 3 年の博士後期課程(以下「後期課程」という。)に区分する。

3 前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

4 前期課程は、実務経験を有する者に対して、教育研究上の必要があり、かつ、昼夜、その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により、教育上支障を生じないときは、標準修業年限を 1 年とする課程(1 年制課程)を置くことができる。

(課程の目的)

第 6 条 前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、言語文化及び実践言語教育の専門分野の研究能力、又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を兼ね備えた人材の育成を目的とする。また、各コースの目的は、次のとおりとする。

言語文化コース	英米、ヨーロッパ・ラテンアメリカ、東アジアの 3 地域または観光文化研究を軸にした言語・文化・観光の専門的知識や、国際社会に貢献できる専門的能力の修得することを目的とする。
実践言語教育コース	創造的かつ柔軟な対応力を備えた英語教育又は日本語教育のスペシャリストとしての能力を修得することを目的とする。

2 後期課程は、言語文化及び言語教育の専門分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な研究能力及びその基礎となる

豊かな学識を兼ね備えた人材の育成を目的とする。また、各領域の目的は、次のとおりとする。

言語文化領域	最新の学術研究の探求を通じた言語・文化に関する多角的な視点と独自の研究能力を修得することを目的とする。
言語教育領域	英語教育及び日本語教育の専門的指導に必要とされる高度な知識と見識、かつ説得力ある指導力と独自の研究能力を修得することを目的とする。

(専攻、入学定員及び収容定員)

第7条 本大学院の研究科に、異言語・文化専攻を置き、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

前期課程	入学定員	40人	収容定員	80人
後期課程	入学定員	3人	収容定員	9人

第3章 標準修業年限及び在学年限

(標準修業年限)

第8条 博士課程の標準修業年限は、5年とし、前期課程にあつては2年、後期課程にあつては3年とする。

2 前期課程において、実務経験を有する者に対する標準修業年限は、1年とする。

(在学年限)

第9条 本大学院の在学年限は、前期課程にあつては4年、後期課程にあつては6年を超えて在学することができない。

2 第20条の規定に基づき長期にわたる教育課程の履修を認められた者(以下「長期履修学生」という。)の在学年限は、当該期間に2年を加えた期間とする。

3 在学年限には、休学期間を算入しない。

第4章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第10条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を、春学期及び秋学期の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月19日まで

秋学期 9月20日から翌年3月31日まで

3 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 本学創立記念日 5月18日

(4) 春期休業

(5) 夏期休業

(6) 冬期休業

4 前項に規定する第4号から第6号までの休業期間は、学年暦による。

5 特に必要があると認めるときは、臨時に休業日を変更することがある。

6 第3項の規定に拘わらず、教育上必要があると認めるときは、休業日に授業等を行うことができる。

第5章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第11条 本大学院は、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文又は個人研究成果報告書の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(授業及び研究指導)

第11条の2 本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 前項の研究指導に関する必要な事項は、別に定める。

(授業科目、単位及び履修方法)

第12条 研究科の授業科目、単位数及び履修方法は、別表1のとおりとし、学生は、30単位又は36単位以上の授業科目を選択履修しなければならない。

2 学生は、履修する授業科目の選択にあたっては、あらかじめ研究指導を担当する教員(以下「指導教授」という。)の指導を受けなければならない。

3 研究科において必要があると認めるときは、学部の授業科目を履修させることができる。

(授業科目履修の細目)

第13条 前2条に定めるもののほか、授業科目の履修について必要な事項は、大学院教授会が定める。

(単位の計算方法)

第14条 授業科目の単位数の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮し、次の基準により行う。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、個人研究成果報告書等については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めるものとする。

(授業の方法)

第14条の2 本大学院における授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様な教育情報機器を高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。

(成績評価基準等の明示等)

第 14 条の 3 本大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに 1 年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(単位修得の認定)

第 15 条 前期課程における授業科目の単位修得の認定は、筆記又は口述による試験若しくは研究報告等の成績により行う。

2 前項の成績は、点数で表示し、60 点以上を合格とする。

3 履修した授業科目の認定は、学期末に行うものとする。

4 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

(他の大学院等における研究指導)

第 16 条 本大学院において教育上有益と認めるときは、他の大学院(外国の大学院を含む。)又は研究所等(外国の研究所等を含む。)との協議に基づき、学生が当該大学院又は当該研究所等において、研究指導を受けることを許可することができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、前期課程の学生にあつては 1 年を、後期課程の学生にあつては 2 年を、それぞれ超えないものとする。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第 17 条 本大学院において教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院において履修した授業科目について修得した単位を、15 単位を超えない範囲で、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3 前 2 項に関する必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第 18 条 本大学院において教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生等として修得した単位を含む。)は、15 単位を超えない範囲で、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

(他大学院の単位互換及び入学前の既修得単位の認定)

第 18 条の 2 第 17 条第 1 項及び前条第 1 項に規定する認定単位数と合せて 20 単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとみなすことができる。

(教育方法の特例)

第 19 条 研究科においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間、その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により、教育を行うことができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 20 条 前期課程の者が、職業を有している等の事情により、第 8 条第 1 項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

2 長期履修に関する必要な事項は、別に定める。

(長期履修の期間の短縮)

第 20 条の 2 前条第 1 項の規定により許可された者が履修期間を短縮し、修了を希望する場合は、定められた期限までに願い出なければならない。

2 長期履修の期間の短縮に関する必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 21 条 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第 6 章 課程の修了及び学位の授与

(授業期間)

第 22 条 1 年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第 23 条 各授業科目の授業は、学期ごとに 15 週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果があげられることができると認められる場合は、この限りではない。

(前期課程の修了要件)

第 24 条 前期課程の修了要件は、当該課程に 2 年(長期履修学生にあつては、当該長期履修を認められた期間)以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたと認められる者(長期履修学生を除く。)については、当該課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項ただし書きのほか、入学する前に本大学院及び他の大学院において修得した単位(科目等履修生等として修得した単位を含む。)を、本大学院において教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で、本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも 1 年以上在学するものとする。

3 第 1 項の場合において、前期課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。ただし、この場合に修得する単位は、36 単位以上とする。

4 第5条第4項に規定する1年制課程の者の修了要件は、当該課程に1年以上在学し、30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、特定の課題についての個人研究成果報告書の審査をもって修士論文の審査に代える場合は、36単位以上修得することとする。

(後期課程の修了要件)

第25条 後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたと認められる者で、前期課程に2年以上在学し当該課程を修了した者については、後期課程に1年(前期課程を1年で修了した者については、2年)以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第31条第1項第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号の規定により、本大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が後期課程に入学した場合の後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げたと認められる者については、後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位論文又は個人研究成果報告書の提出、審査及び最終試験)

第26条 修士及び博士の学位論文又は個人研究成果報告書の提出、審査及び最終試験については、本学学位規程の定めるところによる。

(学位の授与)

第27条 前期課程を修了した者には、本学学位規程の定めるところにより、修士(言語文化学)の学位を授与する。

2 後期課程を修了した者には、本学学位規程の定めるところにより、博士(言語文化学)の学位を授与する。

3 本大学院の後期課程を経ることなく博士の学位論文を提出する者には、本学学位規程の定めるところにより、博士(言語文化学)の学位を授与することができる。

4 修了の時期については、3月期又は9月期とする。

5 学位に関する必要な事項は、別に定める。

第7章 教育職員免許状

(教育職員免許状)

第28条 専修免許状の所要資格を得ようとする者は、別表2の教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び同法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

2 当該所要資格を取得できる課程認定を受けた教員免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする。

免許状の種類	免許教科
高等学校教諭専修免許状	外国語(英語)
中学校教諭専修免許状	国語

第8章 学籍の取得、喪失及び異動等

(入学の時期)

第29条 入学の時期は、学期始めとする。

(前期課程の入学資格)

第30条 前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、所定の入学試験に合格した者でなければならない。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本大学院において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- (3) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (4) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (6) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で、文部科学大臣が別に指定するものを、文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者で、当該者をその後に入學させる大学院において、本大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- (10) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

2 入学試験に関する必要な事項は、別に定める。

(後期課程の入学資格)

第31条 後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、所定の入学試験に合格した者でなければならない。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 文部科学大臣の指定した者(大学を卒業し、又は外国において学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、本大学院において当該研究の成果等により修士又は専門職学位と同等以上の学力があると認められた者)

(6) 本大学院において個別の入学資格審査により修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者

2 入学試験に関する必要な事項は、別に定める。

第32条 削除

(入学志願の手続き)

第33条 入学志願者は、別に指定する期間内に、入学願書及び別に定める書類を提出するとともに、所定の入学検定料を納入しなければならない。

2 既納の入学検定料は返付しない。

(入学検定料の特別措置)

第33条の2 自然災害等被害を被った地域が災害救助法に適用されたときは、入学検定料を返付することがある。

2 前項の規定に関する必要な事項は、別に定める。

(入学手続き及び入学許可)

第34条 入学試験に合格した者は、別に指定する期間内に、誓約書、保証書及び別に定める書類を提出するとともに、所定の学費を納入しなければならない。

2 学長は、前項の規定により入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(休学期間)

第35条 休学期間は、学期を単位とし、通算して、前期課程においては4学期、後期課程においては6学期を超えることができない。

2 休学願は、次表に定める期限までに提出しなければならない。

	休学願提出期限
春学期休学する場合	5月20日
秋学期休学する場合	11月20日

(留 学)

第36条 外国の大学院への留学を希望する者は、学長の許可を得なければならない。

2 前項の規定により留学する場合、当該留学学期中の学費を納入しなければならない。納入方法に関する必要な事項は、別に定める。

3 留学に関する必要な事項は、別に定める。

第9章 学費及びその他納付金

(学費及びその他納付金)

第37条 学費は、入学金、授業料、教育充実費及び学園振興協力費とする。

2 その他納付金は、諸費用、履修料等及び手数料とする。

3 第34条に規定する者を除き、学費は、別に指定する各学期始めの期限までに当該学期分を納入しなければならない。ただし、春学期分・秋学期分の2期分の学費を一括して納入することもできる。

(資格課程履修費等)

第 38 条 資格課程履修費、実習費、教材用印刷費等については、別に指定する期間内に納入しなければならない。

(科目等履修生等及び研究生)

第 39 条 科目等履修生等の選考料、登録料、履修料は、別に指定する期間内に納入しなければならない。

2 研究生の選考料、登録料、指導料は、別に指定する期間内に納入しなければならない。

第 40 条 削除

(長期履修する者の学費)

第 41 条 第 20 条の規定により長期履修する者の学費(入学金を除く。)は、標準修業年限 2 年分の総額を、当該長期履修の期間の年数で除した額とする。

2 長期履修する期間の短縮を願い出た者が短縮を認められたときは、納入すべき学費との差額を納入しなければならない。

3 長期履修が認められた者には、学費の納期変更を一切適用しない。

4 長期履修が認められた者で、除籍の対象となる者を除き、長期履修の期間を終了してもなお修了できずに在学するときの学費は、通常の場合と同額とする。

(学費の延納)

第 42 条 経済的事情、家庭の事情、その他特別の事由がある場合は、学長の許可を得て学費を延納することができる。

(休学在籍料)

第 43 条 本学学則第 36 条の規定により休学する場合は、当該学期分の休学在籍料を納入しなければならない。

(既納の学費)

第 44 条 既納の学費及びその他納付金は、返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、学費納入後に本学学則第 36 条の規定により休学する場合、前条の規定により、休学中に納入すべき額と既納の学費(入学金を除く)の差額を返付する。

3 第 1 項の規定にかかわらず、入学試験において第 34 条第 1 項の規定により入学手続きを完了した者が別に指定する期間内に所定の手続きを経て入学を辞退した場合、学費(入学金を除く)を返付する。

(学費及びその他納付金の額及び納入方法)

第 45 条 学費及びその他納付金の額及び納入に関する必要な事項は、別に定める。

(私費外国人留学生の授業料減免)

第 46 条 私費外国人留学生の授業料減免に関する必要な事項は、別に定める。

(博士論文の提出有資格者に対する授業料及び教育充実費の特例措置)

第 46 条の 2 博士論文の提出資格を有し、標準修業年限 3 年を超えて在学を継続する者の授業料及び教育充実費は、別に定める。

第 10 章 科目等履修生等、特別聴講学生、外国人留学生及び研究生

(科目等履修生等)

第 47 条 本大学院の学生以外の者で、本大学院において 1 又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、在学生の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生等として入学を許可することがある。

2 科目等履修生等に関する必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第 48 条 本学と交流協定を締結する大学院の学生で、本大学院の特定の授業科目の履修を志望する者があるときは、当該大学院との協議により、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関する必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第 49 条 大学院において教育を受ける目的又は研究を行う目的をもって入国した外国人で、本大学院に入学を志望する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第 50 条 本大学院において特定の専門事項を研究しようとする者があるときは、教育研究に支障のない範囲で、選考のうえ、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する必要な事項は、別に定める。

第 11 章 教員組織及び事務組織

(教員組織)

第 51 条 本大学院の授業及び研究指導は、大学設置基準(昭和 31 年文部省令第 28 号)第 4 章に定められた資格を有し、かつ大学院設置基準(昭和 49 年文部省令第 28 号)第 9 条第 1 号及び第 2 号に定められた資格を有する教員が担当するものとする。

2 大学院を担当する者は、学校教育法(昭和 22 年 3 月 31 日法律第 26 号)第 92 条第 3 項から第 10 項の職務を遂行できる者で、本学の建学理念を十分に理解し、教育の場でそれを具現化できる者とする。

3 前 2 項に関する必要な事項は、別に定める。

(研究科長)

第 51 条の 2 本大学院に、研究科長を置く。

2 研究科長の選任に関する必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

第 51 条の 3 本学は、大学院の事務を処理するため、大学院事務室を置く。

第 12 章 運営組織

(大学院教授会)

第 52 条 本大学院に、大学院教授会(以下「教授会」という。)を置く。

- 2 教授会は、次の委員をもって構成する。
 - (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 研究科長
 - (4) 教務部長
 - (5) 前期課程担当教員及び後期課程研究指導教員
- 3 教授会には、前項に掲げる者のほか、職員を加えることができる。
- 4 教授会の議長は、学長又は学長が指名した者がこれを務める。
- 5 教授会は、学長が招集する。

(教授会の審議事項)

第 53 条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 前二号に規定するもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
 - 3 教授会に関するその他の必要な事項は、別に定める。

(代表者会議)

第 54 条 本大学院に、運営を円滑に行うための調整・協議機関として、代表者会議を置く。

- 2 代表者会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 研究科長
 - (2) 博士前期課程担当教員及び博士後期課程研究指導教員から数名
 - (3) 教務部長
- 3 研究科長は、代表者会議を招集し、その議長となる。

(代表者会議の取り扱い事項)

第 55 条 代表者会議は、次の事項を取り扱う。

- (1) 教育・研究活動の計画と実施に関する事項
 - (2) 教授会から委任された事項
 - (3) その他、研究科長が必要と認める事項
- 2 代表者会議に関する必要な事項は、別に定める。

第 13 章 奨学・奨励制度

(奨学金)

第 56 条 本大学院に給費の奨学制度を置く。

- 2 奨学制度に関する必要な事項は、別に定める。
- (奨励金)

第 56 条の 2 本学に在学する大学院生の研究活動の活性化を図るため、奨励金を支給する。

2 奨励制度に関する必要な事項は、別に定める。

第14章 準用

(本学学則等の準用)

第57条 この学則に定めるもののほか、本大学院の学生に関する必要な事項は、本学学則及び諸規程の規定を準用する。

第15章 改廃

(改廃)

第58条 この学則の改廃は、教授会、執行部会議及び理事会の議を経て行う。

附則

この学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条の 2 第 2 項については、平成元年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 14 条の 2 第 2 項については、平成元年 4 月 1 日より施行する。
- 3 第 14 条については、平成 4 年 3 月 19 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(昭和 47 年 4 月 1 日改正、昭和 49 年 4 月 1 日改正、昭和 50 年 4 月 1 日改正、昭和 51 年 4 月 1 日改正、昭和 52 年 4 月 1 日改正、昭和 53 年 4 月 1 日改正、昭和 54 年 4 月 1 日改正、昭和 55 年 4 月 1 日改正、昭和 56 年 4 月 1 日改正、昭和 57 年 4 月 1 日改正、昭和 58 年 4 月 1 日改正、昭和 59 年 4 月 1 日改正、昭和 60 年 4 月 1 日改正、昭和 61 年 4 月 1 日改正、昭和 62 年 4 月 1 日改正、昭和 63 年 4 月 1 日改正、平成 2 年 4 月 1 日改正、平成 3 年 4 月 1 日改正、

平成3年10月1日改正、平成4年4月1日改正、平成5年4月1日改正、平成6年4月1日改正、平成7年4月1日改正、平成8年4月1日改正、平成9年4月1日改正、平成10年4月1日改正、平成11年4月1日改正、平成12年4月1日改正、平成13年4月1日改正、平成14年4月1日改正、平成15年4月1日改正、平成17年4月1日改正、平成18年4月1日改正、平成18年11月30日改正、平成19年2月27日改正、平成20年3月10日改正、平成21年3月11日改正、平成22年2月25日改正、平成23年3月13日改正、平成24年1月21日改正、平成24年2月24日改正、平成25年3月9日改正、平成25年6月27日改正、平成26年3月25日改正、平成27年3月8日改正、平成28年2月28日改正、平成29年1月24日改正、平成29年2月26日改正、平成29年6月5日改正、平成30年2月26日改正、平成30年9月19日改正、令和2年11月5日改正、令和3年7月20日改正、令和4年2月20日改正、令和5年3月8日改正)

別表1

言語文化コース

科目区分	領域	授業科目	単位	単位数		修了要件 単位数
				必修	選択	
コース専門科目	英米地域	総合科目	2	2		修了要件： 修士論文の審査による場合 コース専門科目から12単位以上、コミュニケーション科目から4単位以上、コース共通科目から2単位以上及び全科目区分から12単位以上の計30単位以上修得。 個人研究成果報告書の審査による場合 コース専門科目から12単位以上、コミュニケーション科目から4単位以上、コース共通科目から6単位以上及び全科目区分から14単位以上の計36単位以上修得。 履修方法： いずれかの地域を選択し、同地域から12単位以上を選択必修。修士論文の審査による場合は、同地域の課題演習Ⅰ・Ⅱは必修。
		英語学研究Ⅰ-1	2		2	
		英語学研究Ⅰ-2	2		2	
		英語学研究Ⅰ-3	2		2	
		英語学研究Ⅰ-4	2		2	
		英語学研究Ⅱ-1	2		2	
		英語学研究Ⅱ-2	2		2	
		英語学研究Ⅱ-3	2		2	
		英語学研究Ⅱ-4	2		2	
		英語学研究Ⅲ-1	2		2	
		英語学研究Ⅲ-2	2		2	
		英語学研究Ⅲ-3	2		2	
		英語学研究Ⅲ-4	2		2	
		英米文化研究A-1	2		2	
		英米文化研究A-2	2		2	
		英米文化研究A-3	2		2	
		英米文化研究A-4	2		2	
		英米文化研究A-5	2		2	
		英米文化研究A-6	2		2	
		英米文化研究A-7	2		2	
		英米文化研究A-8	2		2	
		英米文化研究B-1	2		2	
		英米文化研究B-2	2		2	
		英米文化研究B-3	2		2	
		英米文化研究B-4	2		2	
		英米文化研究B-5	2		2	
	英米文化研究B-6	2		2		
	英米文化研究B-7	2		2		
	英米文化研究B-8	2		2		
	英米言語文化課題演習Ⅰ	2		2		
	英米言語文化課題演習Ⅱ	2		2		
		ヨーロッパ・ラテンアメリカ地域	総合科目	2	2	
			ヨーロッパ語学研究A-1	2		2
			ヨーロッパ語学研究A-2	2		2
			ヨーロッパ語学研究A-3	2		2
			ヨーロッパ語学研究A-4	2		2
	ヨーロッパ語学研究B-1		2		2	
	ヨーロッパ語学研究B-2		2		2	
	ヨーロッパ語学研究B-3		2		2	
	ヨーロッパ語学研究B-4		2		2	
	ヨーロッパ語学研究B-5		2		2	
	ヨーロッパ語学研究C-1	2		2		
	ヨーロッパ語学研究C-2	2		2		
	ヨーロッパ語学研究C-3	2		2		
	ヨーロッパ語学研究C-4	2		2		
	ヨーロッパ語学研究C-5	2		2		
	ヨーロッパ語学研究D-1	2		2		
	ヨーロッパ語学研究D-2	2		2		
	ヨーロッパ語学研究D-3	2		2		
	ヨーロッパ語学研究D-4	2		2		
	ヨーロッパ語学研究E-1	2		2		
	ヨーロッパ語学研究E-2	2		2		
	ヨーロッパ語学研究E-3	2		2		

科目 区分	領域	授 業 科 目	単位	単 位 数		修 了 要 件 単 位 数
				必修	選択	
コース専門科目	ヨーロッパ・ラテンアメリカ地域	ヨーロッパ語学研究E-4	2		2	
		ヨーロッパ語学研究E-5	2		2	
		ヨーロッパ文化研究A-1	2		2	
		ヨーロッパ文化研究A-2	2		2	
		ヨーロッパ文化研究A-3	2		2	
		ヨーロッパ文化研究A-4	2		2	
		ヨーロッパ文化研究B-1	2		2	
		ヨーロッパ文化研究B-2	2		2	
		ヨーロッパ文化研究B-3	2		2	
		ヨーロッパ文化研究B-4	2		2	
		ヨーロッパ文化研究C-1	2		2	
		ヨーロッパ文化研究C-2	2		2	
		ヨーロッパ文化研究C-3	2		2	
		ヨーロッパ文化研究C-4	2		2	
		ヨーロッパ文化研究D-1	2		2	
		ヨーロッパ文化研究D-2	2		2	
		ヨーロッパ文化研究D-3	2		2	
		ヨーロッパ文化研究D-4	2		2	
		ヨーロッパ文化研究E-1	2		2	
		ヨーロッパ文化研究E-2	2		2	
		ヨーロッパ文化研究E-3	2		2	
		ヨーロッパ文化研究E-4	2		2	
		ヨーロッパ文化研究F-1	2		2	
		ヨーロッパ文化研究F-2	2		2	
		ヨーロッパ文化研究F-3	2		2	
		ヨーロッパ文化研究F-4	2		2	
		ラテンアメリカ文化研究A-1	2		2	
		ラテンアメリカ文化研究A-2	2		2	
		ラテンアメリカ文化研究A-3	2		2	
		ラテンアメリカ文化研究A-4	2		2	
		ヨーロッパ文化比較研究1	2		2	
		ヨーロッパ文化比較研究2	2		2	
		ヨーロッパ文化比較研究3	2		2	
		ヨーロッパ文化比較研究4	2		2	
	ヨーロッパ・ラテンアメリカ言語文化課題演習Ⅰ	2		2		
	ヨーロッパ・ラテンアメリカ言語文化課題演習Ⅱ	2		2		
	東アジア地域	総合科目	2	2		
		東アジア言語研究1	2		2	
		東アジア言語研究2	2		2	
		東アジア言語研究3	2		2	
		東アジア言語研究4	2		2	
		東アジア言語研究5	2		2	
	東アジア言語研究6	2		2		
	東アジア言語研究7	2		2		
	東アジア言語研究8	2		2		
	東アジア言語研究9	2		2		

科目 区分	領域	授 業 科 目	単位	単 位 数		修 了 要 件 単 位 数
				必修	選択	
コ ー ス 専 門 科 目	東 ア ジ ア 地 域	東アジア言語研究 10	2		2	
		東アジア文化研究A-1	2		2	
		東アジア文化研究A-2	2		2	
		東アジア文化研究A-3	2		2	
		東アジア文化研究A-4	2		2	
		東アジア文化研究B-1	2		2	
		東アジア文化研究B-2	2		2	
		東アジア文化研究B-3	2		2	
		東アジア文化研究B-4	2		2	
		東アジア文化研究B-5	2		2	
		東アジア文化研究B-6	2		2	
		東アジア文化研究B-7	2		2	
		東アジア文化研究B-8	2		2	
		東アジア文化研究C-1	2		2	
		東アジア文化研究C-2	2		2	
		東アジア文化研究D-1	2		2	
		東アジア文化研究D-2	2		2	
		東アジア言語文化課題演習 I	2		2	
	東アジア言語文化課題演習 II	2		2		
	観 光 文 化 研 究	総合科目	2	2		
		観光ビジネス研究 I	2		2	
		観光ビジネス研究 II	2		2	
		観光文化研究 I	2		2	
		観光文化研究 II	2		2	
		観光学特殊研究 I	2		2	
		観光学特殊研究 II	2		2	
		観光計画特殊研究 I	2		2	
		観光計画特殊研究 II	2		2	
観光文化課題演習 I		2		2		
観光文化課題演習 II	2		2			

別表 1

実践言語教育コース

科目 区分	領域	授 業 科 目	単位	単 位 数		修 了 要 件 単 位 数	
				必修	選択		
コース専門科目	英語教育	英語教育実践演習Ⅰ－1	2	2		選択必修	
		英語教育実践演習Ⅰ－2	2	2			
		英語教育実践演習Ⅱ－1	2	2		選択必修	
		英語教育実践演習Ⅱ－2	2	2			
		英語教育実践演習Ⅲ	2	2		修了要件： 修士論文の審査による 場合 コース専門科目から 18 単位以上、コミュニケー ション科目から 4 単位以 上、コース共通科目から 2 単位以上及び全科目区 分から 6 単位以上の計 30 単位以上修得。 個人研究成果報告書の審 査による場合	
		英語教育研究法	2		2		
		英語指導法Ⅰ	2		2		
		英語指導法Ⅱ	2		2		
		英語指導法Ⅲ	2		2		
		英語指導法Ⅳ	2		2		
		英語指導法Ⅴ	2		2		
		英語指導法Ⅵ	2		2		
		英語指導法Ⅶ	2		2		
		英語教育学演習Ⅰ	2		2		
		英語教育学演習Ⅱ－1	2		2		
		英語教育学演習Ⅱ－2	2		2		
		英語教育学演習Ⅲ	2		2		
		英語教育学演習Ⅳ	2		2		
		英語教育学演習Ⅴ	2		2		
		英語教育学特論Ⅰ	2		2		
		英語教育学特論Ⅱ	2		2		
		英語教育学特論Ⅲ－1	2		2		
		英語教育学特論Ⅲ－2	2		2		
		英語教育学特論Ⅳ－1	2		2		
		英語教育学特論Ⅳ－2	2		2		
		英語教育学特殊研究Ⅰ－1	2		2		
		英語教育学特殊研究Ⅰ－2	2		2		
	英語教育学特殊研究Ⅱ－1	2		2			
	英語教育学特殊研究Ⅱ－2	2		2			
	日本語教育	日本語教育研究Ⅰ	2		2		コース専門科目から 18 単位以上、コミュニケー ション科目から 4 単位以 上、コース共通科目から 6 単位以上及び全科目区 分から 8 単位以上の計 36 単位以上修得。 履修方法： いずれかの言語教育を選 択し、同言語教育から 18 単位以上を選択必修。
		日本語教育研究Ⅱ	2		2		
		日本語教育研究Ⅲ	2		2		
		日本語教育研究Ⅳ－1	2		2		
		日本語教育研究Ⅳ－2	2		2		
		日本語教育研究Ⅴ	2		2		
		日本語指導法Ⅰ	2		2		
		日本語指導法Ⅱ	2		2		
		日本語指導法Ⅲ	2		2		
		日本語教育実践研究Ⅰ	2		2		
		日本語教育実践研究Ⅱ	2		2		
		日本語教育実践研究Ⅲ	2		2		
		日本語研究Ⅰ	2		2		
日本語研究Ⅱ		2		2			
日本語研究Ⅲ		2		2			
日本語教育学特論Ⅰ－1		2		2			
日本語教育学特論Ⅰ－2		2		2			
日本語教育学特論Ⅱ－1		2		2			
日本語教育学特論Ⅱ－2		2		2			
日本語教育学特論Ⅲ－1		2		2			
日本語教育学特論Ⅲ－2		2		2			
日本語教育学特論Ⅳ－1		2		2			
日本語教育学特論Ⅳ－2		2		2			
日本語教育学特論Ⅴ－1		2		2			
日本語教育学特論Ⅴ－2		2		2			

科目 区分	授 業 科 目	単 位	単 位 数		修 了 要 件 単 位 数
			必修	選択	
コミュニケーション科目	英語コミュニケーション研究1	2		2	履修方法： 4単位以上を選択必修。
	英語コミュニケーション研究2	2		2	
	英語コミュニケーション研究3	2		2	
	英語コミュニケーション研究4	2		2	
	英語コミュニケーション研究5	2		2	
	英語コミュニケーション研究6	2		2	
	英語コミュニケーション研究7	2		2	
	英語コミュニケーション研究8	2		2	
	英語コミュニケーション研究9	2		2	
	英語コミュニケーション研究10	2		2	
	スペイン語コミュニケーション研究1	2		2	
	スペイン語コミュニケーション研究2	2		2	
	スペイン語コミュニケーション研究3	2		2	
	スペイン語コミュニケーション研究4	2		2	
	フランス語コミュニケーション研究1	2		2	
	フランス語コミュニケーション研究2	2		2	
	フランス語コミュニケーション研究3	2		2	
	フランス語コミュニケーション研究4	2		2	
	ドイツ語コミュニケーション研究1	2		2	
	ドイツ語コミュニケーション研究2	2		2	
	ドイツ語コミュニケーション研究3	2		2	
	ドイツ語コミュニケーション研究4	2		2	
	ポルトガル語コミュニケーション研究1	2		2	
	ポルトガル語コミュニケーション研究2	2		2	
	ポルトガル語コミュニケーション研究3	2		2	
	ポルトガル語コミュニケーション研究4	2		2	
	中国語コミュニケーション研究1	2		2	
	中国語コミュニケーション研究2	2		2	
	中国語コミュニケーション研究3	2		2	
	中国語コミュニケーション研究4	2		2	
	イタリア語コミュニケーション研究1	2		2	
	イタリア語コミュニケーション研究2	2		2	
	イタリア語コミュニケーション研究3	2		2	
	イタリア語コミュニケーション研究4	2		2	
	対照言語学研究A-1	2		2	
	対照言語学研究A-2	2		2	
	対照言語学研究B-1	2		2	
	対照言語学研究B-2	2		2	

科目 区分	授 業 科 目	単 位	単 位 数		修 了 要 件 単 位 数
			必 修	選 択	
コ ー ス 共 通 科 目	言語情報論	2		2	履修方法： 2単位以上を選択必修。
	言語教育と翻訳Ⅰ	2		2	
	言語教育と翻訳Ⅱ	2		2	
	外国語教育研究Ⅰ	2		2	
	外国語教育研究Ⅱ	2		2	
	言語文化特殊研究Ⅰ	2		2	
	言語文化特殊研究Ⅱ	2		2	
	コミュニケーション能力とテスト	2		2	
	国際協力研究Ⅰ	2		2	
	国際協力研究Ⅱ	2		2	
	国際協力研究Ⅲ	2		2	
	国際協力研究Ⅳ	2		2	
	国際ビジネス研究Ⅰ	2		2	
	国際ビジネス研究Ⅱ	2		2	
	アメリカ史特殊研究Ⅰ	2		2	
	アメリカ史特殊研究Ⅱ	2		2	
	対外関係史Ⅰ	2		2	
	対外関係史Ⅱ	2		2	
	ロシア語	2		2	
	現代韓国語A・B	1・1		1・1	
	インド語A・B	1・1		1・1	
	ギリシア語A・B	1・1		1・1	
	ラテン語A・B	1・1		1・1	
	手 話	1		1	
	オーバーシーズ・スタディーズ(Overseas Studies)	1～4		1～4	
	個人研究プロジェクト	4		4	
修士論文					

別表2 免許状の種類及び教科
大学が独自に設定する科目

免許状の種類	区分	授業科目	単位数	区分	授業科目	単位数
中学校教諭 専修免許状 外国語(英語)	教科及び 教科の指 導法に関 する科目	英語学研究Ⅰ-1	2	教科及び 教科の指 導法に関 する科目	英語指導法Ⅳ	2
		英語学研究Ⅰ-2	2		英語指導法Ⅴ	2
		英語学研究Ⅰ-3	2		英語指導法Ⅵ	2
		英語学研究Ⅰ-4	2		英語教育学演習Ⅰ	2
		英語学研究Ⅱ-1	2		英語教育学演習Ⅲ	2
		英語学研究Ⅱ-2	2		英語教育学演習Ⅳ	2
		英語学研究Ⅱ-3	2		英語教育学演習Ⅴ	2
		英語学研究Ⅱ-4	2		英語教育学特論Ⅱ	2
		英米文化研究A-1	2		英語教育学特論Ⅲ-1	2
		英米文化研究A-2	2		英語教育学特論Ⅲ-2	2
		英米文化研究A-3	2		英語教育学特論Ⅳ-1	2
		英米文化研究A-4	2		英語教育学特論Ⅳ-2	2
		英米文化研究A-5	2		英語教育学特殊研究Ⅰ-1	2
		英米文化研究A-6	2		英語教育学特殊研究Ⅰ-2	2
		英米文化研究A-7	2		英語教育学特殊研究Ⅱ-1	2
		英米文化研究A-8	2		英語教育学特殊研究Ⅱ-2	2
		英語教育実践演習Ⅰ-1	2		英語コミュニケーション研究1	2
		英語教育実践演習Ⅰ-2	2		英語コミュニケーション研究4	2
		英語教育実践演習Ⅱ-1	2		英語コミュニケーション研究5	2
		英語教育実践演習Ⅱ-2	2		英語コミュニケーション研究7	2
英語教育研究法	2	英語コミュニケーション研究8	2			
英語指導法Ⅱ	2	教育実践に 関する科目	英語教育実践演習Ⅲ	2		
英語指導法Ⅲ	2					
		合 計		24 単位以上		

免許状の種類	区分	授業科目	単位数	区分	授業科目	単位数
中学校教諭 専修免許状 国 語	教科及び 教科の指 導法に関 する科目	日本語教育研究Ⅰ	2	教科及び 教科の指 導法に関 する科目	東アジア文化研究B-3	2
		日本語教育研究Ⅱ	2		東アジア文化研究B-4	2
		日本語教育研究Ⅲ	2		東アジア文化研究B-5	2
		日本語教育研究Ⅳ-1	2		東アジア文化研究B-6	2
		日本語教育研究Ⅳ-2	2		東アジア文化研究B-7	2
		日本語教育研究Ⅴ	2		東アジア文化研究B-8	2
		日本語指導法Ⅰ	2		対照言語学研究A-1	2
		日本語指導法Ⅱ	2		対照言語学研究A-2	2
		日本語指導法Ⅲ	2		対照言語学研究B-1	2
		日本語研究Ⅰ	2		対照言語学研究B-2	2
		日本語研究Ⅱ	2		日本語教育実践研究Ⅰ	2
		日本語研究Ⅲ	2		日本語教育実践研究Ⅱ	2
		東アジア文化研究B-1	2		日本語教育実践研究Ⅲ	2
		東アジア文化研究B-2	2			
		合 計		24 単位以上		